

## 藤井寺市防災会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市防災会議条例（昭和39年藤井寺市条例第29号）第5条の規定に基づき、藤井寺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (委員の代理)

第3条 やむを得ない事情により、会議に出席できない委員は、当該委員の属する組織の職員等を代理者人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

### (専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは簡易な事項については、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。

(1) 藤井寺市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

### 附 則

この要綱は昭和52年8月25日より実施する。

### 附 則

この要綱は昭和53年9月1日より実施する。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月26日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。